において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金

G_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 12 年度から平成 29 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

H_{12} ＝ 0.0379

H_{13} ＝ 0.0383

H_{14} ＝ 0.0351

H_{15} ＝ 0.0454

H_{16} ＝ 0.0498

H_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0336

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0506

H_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0335

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0486

H_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0337

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0489

H_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0383

において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金

G_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 12 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

H_{12} ＝ 0.0379

H_{13} ＝ 0.0383

H_{14} ＝ 0.0351

H_{15} ＝ 0.0456

H_{16} ＝ 0.0503

H_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0337

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0508

H_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0336

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0487

H_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0379

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0515

H_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0386